

生産性向上設備投資促進税制について

●生産性向上設備投資促進税制とは

この制度は、質の高い設備投資に対する税制優遇措置です。ここでいう「質の高い」とは、「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の2つの類型に区分され、対象ごとに即時償却（特別償却）と税額控除との有利選択が可能。この制度の対象者は、青色申告をしている法人・個人事業主となります。

●税制上の優遇措置（資本金1億円以下の中小企業者等）

【産業競争力強化法施行日（平成26年1月20日）から平成28年3月31日までの取得等】

⇒全額即時償却か、5%（建物・構築物は3%）の税額控除の選択適用

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの取得等】

⇒50%の特別償却と4%の税額控除の選択適用（建物・構築物については25%の特別償却と2%の税額控除の選択適用）

※更に、全ての機械装置その他一定の固定資産に該当するなら、資本金3,000万円超なら7%の税額控除、3,000万円以下なら10%の税額控除の選択適用も可能です。

なお、税額控除額はその事業年度の法人税額又はその年の所得税額の20%が上限です。

●先端設備（A類型）を導入する場合

①最新モデルであること

②生産性が年1%以上向上していること。

※生産性とは「単位時間当たりの生産量」、「精度」、「エネルギー効率」等

③最低取得価額要件

- ・全ての機械装置：160万円以上
- ・一定の工具器具備品：120万円以上（単品30万円以上かつ合計120万円以上を含む）
- ・断熱材又は断熱窓を使用した建物：120万円
- ・一定の建物附属設備：120万円以上（単品60万円以上かつ合計120万円以上を含む）
- ・特定機能を有したソフトウェア：70万円

（単品30万円以上かつ合計70万円以上を含む）

なお、申告の際には、設備の購入先である設備メーカーから購入した設備が、先端設備であることの、「証明書」を発行してもらい、申告書に添付する必要があります。

●生産ラインやオペレーションの改善に資する設備（B類型）を導入する場合

①投資利益率要件

投資計画を策定し、公認会計士又は税理士の「事前確認書」を添付した上で、経済産業局に申請をすると、経済産業大臣発行の「生産性向上設備等確認書」が発行されます。

この確認書がない場合には、対象となる固定資産を購入しても、税制優遇措置を受けることはできません。

投資計画に求められる「年平均の投資利益率」は15%以上（中小企業者等は5%以上）であり、算出式は下記ようになります。

$$\frac{\text{「営業利益+減価償却費(※1)」の増加額(※2)}}{\text{設備投資額(※3)}}$$

(※1) 会計上の減価償却費

(※2) 設備の取得等をする年度の翌年以降3年度の平均額

(※3) 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

②最低取得価額要件

基本的には、A類型と同じ要件ですが、以下の2点が異なります。

・その「資産種類」に該当さえすれば、「用途又は細目」は問われません。

・「全ての構築物」が追加されます。

●最後に

申告書に添付する証明書類の発行は、最長で1か月近くかかる事もあるそうですので、ご利用の際には期末を過ぎないようにご注意ください（眞崎 正剛）

